

国際知財司法シンポジウム2019

「特許の進歩性の判断」の国際比較

結果概要（3日目）

特許庁審判部審判課 企画班長 馳平 憲一
特許庁審判部審判課 課長補佐 上田 真誠
特許庁審判部審判課 企画係長 大宮 功次

1. はじめに

令和元年秋に開催された「国際知財司法シンポジウム2019」の3日目は、日本国特許庁（JPO）が担当し、基調講演の後、国際知財紛争と審判をテーマとした講演、並びに、日中韓、インド、オーストラリア、シンガポールの実務者による「特許の進歩性の判断に関する各国比較」についてのパネルディスカッションが行われた。

本稿では、3日目の各プログラムの内容について報告する。

2. 基調講演

松永明特許庁長官が、知財紛争解決のための国際連携に関する講演を行った。講演の中で、IoTやAIといった新しい技術や国境を越える知財問題に対して、各国が協力して知財の保護や紛争解決のため取り組むことが重要になっていること、特許庁審判部における国際的な取組として、従来から開催している日中韓における審判専門家会合に加えて、近年では、米国特許商標庁や欧州特許庁、ASEAN各国の知財庁との関係も強化していることを紹介した。

3. 講演（審判の最新状況）

山下崇特許庁審判部長が、「国際知財紛争と審判」と題して審判の最新状況について講演を行った。講演の中で、審判制度のうち無効審判や特許異議の申立て、訂正審判、判定の各制度が知財紛争の解決のためにどのように貢献するかを具体的に説明するとともに、グローバル化する知財紛争の解決のために特許庁審判部が審決英訳の発信や国際交流の強化等に取り組んでいることを紹介した。

4. パネルディスカッション（特許の進歩性の判断に関する各国比較）

「特許の進歩性の判断に関する各国比較」をテーマとして、まず、各国のパネリストが自国の特許の進歩性の判断手法について説明した後、事例に基づいて各国における本件発明の認定、引用発明の認定、発明の有利な効果の参酌等を論点としてパネルディスカッションを行った。

モデレーターは、久遠特許事務所弁理士 奥山尚一氏、阿部・井窪・片山法律事務所弁理士 加